

裁判所と三権分立 1

<裁判所の種類と三審制>

裁判所の種類

法にもとづいて争いを解決することを裁判または① という。裁判を行うのが裁判所であり、裁判所には② 裁判所と、高等裁判所・地方裁判所・③ 裁判所・簡易裁判所の4種類の④ 裁判所がある。

高等裁判所は全国に⑤ カ所ある。地方裁判所は各都府県に1つずつ、北海道には4つの計50カ所ある。

近年急増している特許や著作権に関する訴訟の迅速な裁判を実現するために、2005年に⑥ 裁判所が新設された。

第一審の裁判所

裁判の第一審は、次の3つの裁判所で行われる。

- (ア) ⑦ 裁判所 未成年者の刑事事件、家族内・親族間の民事上の争い。
- (イ) ⑧ 裁判所 140万円以下の民事事件、罰金刑以下の刑事事件
- (ウ) ⑨ 裁判所 (ア)、(イ)以外

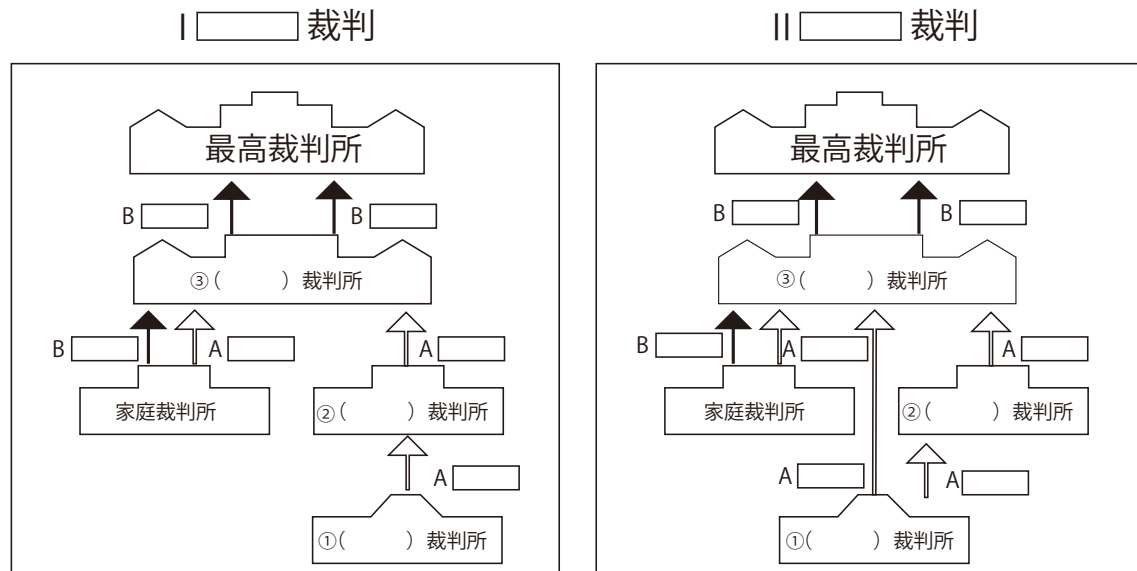
三審制

国民は、同じ事件について3回まで裁判を求めることができる。第一審の判決に不服があれば、第二審の上級裁判所へ① することができる。さらに第二審の判決に不服があるときは第三審へ② することができる。これを③ という。

目的：④ ため

図でのまとめ

下の図は裁判のしくみを示したものである。I、IIの裁判所種類、①～③にあてはまる裁判所とA,Bの上訴手続きを書きましょう。



解 答

*表記法は教科書で確認してください。

裁判所の種類

- ① 司法 ②最高 ③家庭 ④ 下級 ⑤ 8 ⑥ 知的財産高等
 ⑦ 家庭 ⑧ 簡易 ⑨ 地方

三審制

- ① こうそ 控訴 ② じょうこく 上告 ③ さんしんせい 三審制 ④ 慎重な裁判によって人権を守るため

図でのまとめ

I 民事 II 刑事

- ① 簡易 ② 地方 ③ 高等

A 控訴 B 上告